

加古川市後期高齢者健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県後期高齢者広域連合健康診査実施協定書に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号、以下「法」という。）第125条第1項に規定する健康診査を市が実施することについて、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 健康診査を受けることができる者は、健康診査実施時点で加古川市の保険者番号を有する後期高齢者医療被保険者とする。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第3号）は、対象者から除く。

(健康診査の内容)

第4条 健康診査の内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 既往症の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）
- (2) 自覚症状及び他覚症状の検査
- (3) 身体計測（身長、体重、BMI）
- (4) 血圧（収縮期血圧、拡張期血圧）
- (5) 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- (6) 肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）
- (7) 血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビンA1c）
- (8) 尿検査（糖、蛋白）
- (9) 腎機能検査（血清クレアチニン、e-GFR）
- (10) 痛風検査（尿酸）

(実施方法)

第5条 健康診査の実施については、原則として同一人について年1回行う。

(個人の負担金)

第6条 健康診査の個人負担金については無料とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年4月1日から施行する。